

様式1〔申し合わせ事項〕 【委員会、全協：共通様式】

令和8年7月12日

東員町議会 議長 三宅 耕三 様

東員町議会 議員 山崎まゆみ

研 修 報 告 書

研修期間	令和 8 年 7 月 2 日（木）～ 7 月 3 日（金） 【 2 日間】
研修（視察）先	福島県 会津若松市役所
目的（テーマ等）	◎住民の福祉向上を目指した 議会活動の実現に向けて ～政策サイクルの仕組みについて～
特記事項	◎東員町議会全員協議会 視察研修として

※ 目的、研修概要、内容、所感などは、次ページに記入すること。

様式1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 山崎 まゆみ 〕

目的

◎「住民の福祉向上を目指した議会活動の実現」を学ぶ

- (1) 通年議会について
- (2) 議員間討議について

《研修概要、内容》

7/2 (木)【移動日】 東員町 ⇒ 会津若松市内宿泊施設 ㊤

7/3 (金) 会津若松市役所

「住民の福祉向上を目指した 議会活動の実現に向けて」

～政策サイクルの仕組みについて～

講師；会津若松市議会 議長 清川^{まさのり}雅史 氏

会津若松市；人口＝108,137 人

◎基本理念

市民の負託に応え得る、合議体たる議会づくり

～市民の課題解決を図る議会～

◎議会改革における、具体的検討事項

- (1) 公正・透明な開かれた議会づくり
- (2) 市民本位の政策監視及び評価の推進
- (3) 市民参加機会の充実による、多様な意見の把握
- (4) 政策提言と政策立案の強化
- (5) 継続的な議会改革への取組

◎議会に期待される責務（ミッション）

・住民の福祉向上 ・政策の発展に寄与

◎「協働型議会」とは・・・住民と歩み、議員間討議も重視し、そのうえで首長等と積極的に政策競争する議会像

◎監視機能 ＋ 政策立案機能 ＋ 市民参加機能 ＝ 団体意思決定機能

◎会津若松市議会の特徴

- 1, 政策サイクルと決算審査・予算審査の連動
- 2, 市民との意見交換会の開催
- 3, 本会議や委員会で議員（委員）間討議を実施
- 4, 陳情を請願と同様に審査
- 5, 議会評価を実施
- 6, 通年議会の導入
- 7, 議会モニターの設置

◎通年議会の特徴を活かした議会活動の再設計

★切れ目のない議会活動★

※通年議会導入前から基盤は整っていた。

導入後、一年を通じ、より一貫して専門性を高められる体制となった

◎予算審査・決算審査の連動

★決算審査・・・7月から決算審査準備を行う

★予算審査・・・12月から予算審査準備を行う

※総合計画をものさしに、市の政策を評価する

☆予算審査のときから決算審査の質疑・説明を意識する。

☆予算決算委員会での委員間討議などで確認された事項を明文化し、議会全体のものとする。（＝次の予算決算審査に向けた振り返り事項になる）

◎議会評価特別委員会

☆議会基本条例の示す「あるべき姿」の議会になっているか

☆議会活動が機能して、住民福祉向上に役立ったか

◎政策評価の3つの視点

①議会運営の評価 ・議会からの政策サイクル自体を評価

②首長側と議会との善政競争で、良い政策実現できたか
（政策内容や行政の質で争う）

③住民と、住民団体に議会が関与し、住民の政治参加が進んで、住民の自治力が向上しているか

◎結びに

①「議会改革」は、「市民福祉向上のために」行われるもの

②「議員間討議」の主語は「住民」であることが必要

《所 感》

今回の視察で最も大きな学びは、「予算決算審査の連動からの政策サイクルの仕組み」についてです。

会津若松市議会は2月定例会の予算審査のために、12月から準備します。その際に分科会の政策を活かし、決算審査の質疑説明を意識したものとしします。

委員会を複数回実施して、委員全員の問題認識を整理しながら予算審査の論点を作成されます。その論点を2月定例会において、執行機関に質疑をして議員間討議で分科会の意思をまとめられ、それが政策形成に繋がっていきます。

委員間討議では委員どおしでよく話し合っって認識を共有したうえで、その確認事項を議会全体のものとして政策につなげていきます。それらのベースになって

いるものが、住民との意見交換で、キャッチされた住民の声です。住民の意見交換を補完するために、「議会モニター」も設置されています。多様な属性（幅広い年代であらゆる分野の住民）の方に議会モニターに就任してもらい、議会モニターさんのご意見を継続的に聴取しています。このように主権者である住民の声、いろんな立場の住民の意見を政策作りに活かすこと、反映することができています。これぞまさしく住民の福祉の向上を目指す「議会からの政策サイクル」のしくみであると学ばせていただきました。

議長のレジュメに入れていただいている『委員（議員）間討議』の口述がとても貴重な資料です。この口述書のキーポイントは、口述 1/4 中段の”委員間討議は、自己の意見を開陳するものでなく、委員相互間の自由討議を中心とし、論点を整理し、争点を明らかにし、適切な説明責任、議決責任を果たそうとするものでありますので…”。議論しようとする者とは、単に委員間討議を実施することに賛同する者でなく、提起された者と、提起された論点に対し、相対して自らが議論しようとする者である。という、『積極的賛成』と『消極的賛成』という議長の説明に納得させられました。

今回の視察の大きなテーマである『通年議会の導入』についての学びは、通年議会未導入であっても「閉会中継続審査」によって年間通じて委員会活動を実施しており、常任委員会や分科会で政策研究などしてきている件が、自分自身にとっても「通年制導入を検討・議論の焦点」になっていたわけではありますが、今回の議長の講義を聴いて、自分自身の新たな学びである”調査権”について、通年制未導入と通年制導入の比較の論点を明確にすることができました。今まで紳士協定でやってきていた、議会から執行部への調査要求について、厳格に言うと、定例会期間中のみに議長が発動できる”調査権”をして調査依頼ができる。自身にとって「閉会中継続審査」のモヤモヤ、グレーな部分が明快になった気がし、議長に感謝申し上げます。

今回の視察の事前質問に対し、一問一答の回答説明は得られなかったような気がしますので、この質問内容の回答については、資料等再度熟読することで得られるかもしれないため、今回のレジュメの復習をじっくり時間かけて自習しようと思います。

公共交通の乗り換えの多い遠隔地の視察実施について、実施前は不安に思う部分もありましたが、視察中は参加議員相互で協力して無事に行って来られて、良かったです。

納得度・有益度高い視察で得られた内容を、是非とも東員町議会の現場で活かしていけるように、引き続き皆さんと力を合わせていこうと思います。